

第1 基本方針

主眼事項	基準等・通知 等	適・否	備考
1 基本方針	<p><input type="checkbox"/> 要介護状態となった場合においても、認知症である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとなっているか。</p> <p>◎ 利用者の認知症の原因となる疾患は、急性の状態でないか。 【一般の通所介護と認知症対応型通所介護を同一の時間帯に同一の場所を用いて行う場合】</p> <p>◎ 一般の通所介護と一体的な形ではなく、パーティション等で間を仕切るなどにより、職員、利用者及びサービスを提供する空間を明確に区別しているか。</p>	適・否	<p>利用者 <input type="text"/>人中 認知症がある旨記載された診断書等 <input type="text"/>人分有</p>
2 人権の擁護及び虐待の防止	<p><input type="checkbox"/> 利用者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対する研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めているか。 (R6. 3. 31までは努力義務)</p>	適・否	<p>責任者等体制 【有・無】 研修等実施 【有・無】</p>
3 暴力団の排除	<p><input type="checkbox"/> 管理者及び従業者（利用者の利益に重大な影響を及ぼす業務の全部又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該管理者の権限を代行し得る地位にある者）は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員ではないか。</p> <p><input type="checkbox"/> 前項の事業所は、その運営について、暴力団員等の支配を受けていないか。</p>	適・否	

第2 人員に関する基準

<p>1 生活相談員</p>	<p><input type="checkbox"/> 認知症対応型通所介護の提供日ごとに、当該指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員 (専ら当該指定認知症対応型通所介護に当たる者に限る。) が勤務している時間帯の合計数を当該指定通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数となっているか。</p> <p>◎ 次の計算式のとおり指定認知症対応型通所介護事業所における提供時間数に応じた生活相談員の配置が必要になるものである。ここでいう提供時間帯の時間数とは、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻まで (サービスが提供されていない時間帯を除く。) とする。◆平18解釈通知第3三2 (1) ⑥ホ</p> <p>【確保すべき生活相談員の勤務延時間数の計算式】 提供日ごとに確保すべき勤務延時間数 ≥ 提供時間帯の時間数</p> <p>例1. 1単位の指定認知症対応型通所介護を実施している事業所の提供時間帯の時間数を6時間とした場合、生活相談員がサービス提供時間内に勤務している時間帯の合計数 (以下「勤務延時間数」という。) を、提供時間帯の時間数である6時間で除して得た数が1以上となるよう確保すればよいことから、従業員の員数にかかわらず6時間の勤務延時間数分の配置が必要。</p> <p>例2. 午前9時から正午、午後1時から午後6時の2単位の指定認知症対応型通所介護を実施している事業所の場合、当該事業所におけるサービス提供時間は午前9時から午後6時 (正午から午後1時までを除く。) となり、提供時間帯の時間数は8時間となることから、従業員の員数にかかわらず8時間の勤務延時間数分の配置が必要となる。</p> <p>なお、指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者の地域での暮らしを支えるため、医療機関、他の居宅サービス事業者、地域の住民活動等と連携し、指定認知症対応型通所介護事業所を利用しない日でも当該利用者の地域生活を支える地域連携の拠点としての機能を展開できるように、生活相談員の確保すべき勤務延時間数には、「サービス担当者会議や地域ケア会議に出席するための時間」、「利用者宅を訪問し、在宅生活の状況を確認した上で、利用者の家族も含めた相談・援助のための時間」、「地域の町内会、自治会、ボランティア団体等と連携し、利用者に必要な生活支援を担ってもらうなどの社会資源の発掘・活用のための時間」など、利用者の地域生活を支える取組のために必要な時間も含めることができる。ただし、生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行う必要があり、これらに支障がない範囲で認められるものである。</p> <p>◎ 生活相談員は、次のいずれかに該当する者であって、介護サービス、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する事業所において、実務経験として常勤の場合、概ね2年以上、非常勤の場合は400日以上の職歴を有する者であるか。◆平18解釈通知第3三2 (1) ⑥ホ・介護支援専門員、介護福祉士、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者 (社会福祉主事、社会福祉士等)</p>	<p>適・否</p>	<p>生活相談員 人 氏名： 資格： うち常勤者 人</p> <p>提供日ごとに 左記計算式を確認 (H24Q&A vol.1 問65)</p>
<p>2 看護職員又は介護職員</p>	<p><input type="checkbox"/> 認知症対応型通所介護の単位ごとに、サービス提供時間数に応じた専ら当該認知症対応型通所介護の提供に当たる看護・介護職員が1以上及び当該指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員 (いずれも専ら当該指定認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。) が勤務している時間帯の合計数を当該指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数となっているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 単位ごとに、看護職員又は介護職員を、常時1人以上従事させているか。 ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、他の単位の看護職員又は介護職員として従事することができるものとする。</p> <p><input type="checkbox"/> 単位ごとの利用定員は12人以下となっているか。</p> <p>◎ 合計2名以上配置する必要がある。1人は、サービス提供時間を通じて専従する必要はないが、密接かつ適切に連携を図ることができなければならない。◆平18解釈通知第3の三2 (1) へ</p>	<p>適・否</p>	<p>看護職員 人 氏名 (サービス提供日ごとの配置か) ※減算規定あり 専従時間外の連携内容 ()</p> <p>介護職員 人 うち常勤者 人 単位・提供日ごとに以下を確認 ※減算規定あり。 <input type="checkbox"/> 勤務延時間数 ≥ 平均提供単位時間数 × ((利用者数-15人)/5+1)</p>

<p>3 機能訓練指導員</p>	<p><input type="checkbox"/> 1以上となっているか。◆平18厚令34第42条第1項第3号</p> <p><input type="checkbox"/> 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者となっているか。なお、当該通所介護事業所の他の職務に従事することは差し支えない。◆平18厚令34第42条第5項</p> <p>◎ 「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）である。</p> <p>ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。◆平18解釈通知第3の三2(1)㉠ト</p>	<p>適・否</p>	<p>機能訓練指導員 人 氏名： 資格：</p>
<p>4 常勤職員の確保</p>	<p><input type="checkbox"/> 生活相談員、看護職員又は介護職員のうち1人以上は常勤となっているか。◆平18厚令34第42条第6項</p> <p>◎ 同一事業所で複数の単位の通所介護を同時に行う場合であっても、常勤の従業者は事業所ごとに確保すれば足りるものである。</p>	<p>適・否</p>	<p>うち常勤従業者 人 常時1名以上確保されているか。</p>
<p>5 指定介護予防通所介護との兼務</p>	<p><input type="checkbox"/> 指定認知症対応型通所介護事業者が指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、これらの各事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス等基準第5条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、上記第2の1から5に規定する員数を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>適・否</p>	
<p>6 管理者</p>	<p><input type="checkbox"/> 当該事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。</p> <p>ただし、当該事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。◆平18厚令34第43条第1項</p> <p><input type="checkbox"/> 管理者は、適切な指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修（認知症対応型サービス事業官営者研修）を修了しているか。</p> <p>◎ 管理者の変更の届出を行う場合については、管理者交代時の都道府県における研修の開催状況等を踏まえ、新たに管理者を配置し、かつ、市町村からの推薦を受けて都道府県に研修の申込を行い、当該管理者が研修を修了することが確実に見込まれる場合は、当該管理者が研修を修了していない場合であっても差し支えない。</p>	<p>適・否</p>	<p>氏名： 兼務内容：</p>

第3 設備に関する基準

<p>1 設備及び備品等</p>	<p><input type="checkbox"/> 事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 (※) 並びにサービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えているか。</p> <p>◎ 事業所とは、通所介護を提供するための設備及び備品を備えた場所をいう。原則として一の建物につき、一の事業所とするが、利用者の利便のため、利用者に身近な社会資源 (既存施設) を活用して、事業所の従業者が当該既存施設に向いて通所介護を提供する場合には、これらを事業所の一部とみなして設備基準を適用する。</p> <p>※ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならないものである。</p> <p><input type="checkbox"/> 専ら当該事業の用に供するものとなっているか。ただし、利用者に対するサービス提供に支障がない場合はこの限りでない。</p>	<p>適・否</p>	<p>届出図面と変更ないか あれば変更届が必要</p> <p>現地で確認</p>
<p>2 設備の基準</p>	<p><input type="checkbox"/> 食堂及び機能訓練室 それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上となっているか。 ただし、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、食堂及び機能訓練室は同一の場所とすることができる。</p> <p>◎ 狭隘な部屋を多数設置することにより面積を確保すべきものではない。ただし、通所介護の単位をさらにグループ分けして効果的なサービスの提供が期待される場合はこの限りではない。</p> <p><input type="checkbox"/> 設備の共用 認知症対応型通所介護事業所と指定居宅サービス事業所等を併設している場合に、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、設備基準上両方のサービスに規定があるもの (指定訪問介護事業所の場合は事務室) は共用が可能である。ただし、指定認知症対応型通所介護事業所の機能訓練室等と、指定認知症対応型通所介護事業所と併設の関係にある病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院における指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースについて共用する場合にあっては、以下の条件に適合することをもって、これらが同一の部屋等であっても差し支えないものとする。</p> <p>イ 当該部屋等において、指定認知症対応型通所介護事業所の機能訓練室等と指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースが明確に区分されていること。</p> <p>ロ 指定認知症対応型通所介護事業所の機能訓練室等として使用される区分が、指定認知症対応型通所介護事業所の設備基準を満たし、かつ、指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースとして使用される区分が、指定通所リハビリテーション事業所等の設備基準を満たすこと。また、玄関、廊下、階段、送迎車両など、基準上は規定がないが、設置されるものについても、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、共用が可能である。</p> <p>なお、設備を共用する場合、基準第61条により準用する基準第33条第2項において、指定認知症対応型通所介護事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならないと定めているところであるが、衛生管理等に一層努めること。</p> <p><input type="checkbox"/> 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されているか。◆平18厚令34第44条第2項第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 指定認知症対応型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に木津川市長に届け出るものとする。◆平18厚令34第44条第4項</p>	<p>適・否</p>	<p>3×利用定員＝ 現面積＝ 容易に移動できない備品 (事務机、棚等) が置かれており、指定時の状態とかい離していれば実測</p> <p>2 単位以上の場合 単位ごとに明確にパーテーション等で区分されており、専用の区画のみで面積要件を満たすか確認 (共用の通路となる部分等は面積から除く。)</p> <p>遮へい物等でプライバシー確保しているか。</p> <p>宿泊サービスの実施の有無</p> <p>有の場合、届出がなされているか。</p>

	<p>◎ 指定認知症対応型通所介護の提供以外の目的で、指定認知症対応型通所介護事業所の設備を利用し、夜間・深夜に指定認知症対応型通所介護以外のサービス (以下「宿泊サービス」という。) を提供する場合には、当該サービスの内容を当該サービスの提供開始前に木津川市長に届け出る必要がある。</p> <p>また指定認知症対応型通所介護事業者は宿泊サービスの届出内容に係る介護サービス情報を京都府に報告し、京都府は情報公表制度を活用し宿泊サービスの内容を公表することとする。</p> <p>指定認知症対応型通所介護事業者は届け出た宿泊サービスの内容に変更がある場合は、変更の事由が生じてから10日以内に木津川市長に届け出るよう努めることとする。また、宿泊サービスを休止又は廃止する場合は、その休止又は廃止の日の1月前までに木津川市長に届け出るよう努めることとする。</p>		
<p>3 指定介護予防認知症通所介護との兼用</p>	<p>□ 指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、これらの各事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス等基準第7条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、上記第3の1及び2に規定する設備及び備品等を備えているものとみなすことができる。</p>	<p>適・否</p>	

第4 運営に関する基準

<p>1 内容及び手続の説明及び同意</p>	<p>□ サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。◆平18厚令34第3条の7準用 ◎ 記載すべき事項は以下のとおり。◆平18解釈通知第3-4 (1) ①準用 ア 重要事項に関する規定の概要 イ 認知症対応型通所介護従業者の勤務体制 ウ 事故発生時の対応 エ 苦情処理の体制 オ 提供するサービスの第三者評価の実施状況 (実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況) 等 ※ 利用申込者又はその家族から申出があった場合には、文書の交付に代えて電磁的方法により提供することも可。 ◎ 同意は書面によって確認することが適当である。</p>	<p>適・否</p>	<p>利用申込者の署名があるもので現物確認 ★ 苦情申立窓口以下記載が漏れないか。 □ 通常の事業の実施地域に係る全ての市町村 (介護課) □ 国民健康保険連合会 ★ 運営規程と不整合がないか。 □ 職員の員数 □ 営業日・営業時間 □ 通常の事業実施地域 □ 利用料・その他費用契約書は努力義務</p>
<p>2 提供拒否の禁止</p>	<p>□ 正当な理由なくサービスの提供を拒んでいないか。 ◎ 特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。◆平18解釈通知第3-4 (2)準用 【サービス提供を拒む場合の正当な理由】 ① 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③ その他利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難な場合</p>	<p>適・否</p>	<p>【有・無】 あればその理由</p>
<p>3 サービス提供困難時の対応</p>	<p>□ 通常の事業実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定認知症対応型通所介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p>	<p>適・否</p>	<p>地域外からの申込例があるか。 あればその対応内容</p>
<p>4 受給資格等の確認</p>	<p>□ サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。 □ 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮してサービスを提供するよう努めているか。</p>	<p>適・否</p>	<p>対処方法確認 記載例があるか。 あれば当該事例の計画確認</p>
<p>5 要介護認定の申請に係る援助</p>	<p>□ サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 □ 居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前には行われるよう、必要な援助を行っているか。</p>	<p>適・否</p>	<p>【有・無】 あればその対応内容 【有・無】 あればその対応内容</p>
<p>6 心身の状況等の把握</p>	<p>□ サービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p>	<p>適・否</p>	<p>担当者会議参加状況 欠席の場合、意見照会に回答しているか。</p>
<p>7 居宅介護支援事業者等との連携</p>	<p>□ サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。◆平18厚令34第3条の13第1項準用 □ サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。◆平18厚令34第3条の13第2項準用</p>	<p>適・否</p>	<p>開始時の連携方法確認 終了事例での連携内容確認 文書で情報提供等</p>

<p>8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助</p>	<p>□ サービスの提供の開始に際し、利用申込者が施行規則第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明するとともに、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。</p>	<p>適・否</p>	<p>【有・無】 あればその対応内容</p>
<p>9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供</p>	<p>□ 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供しているか。 ◆平18厚令34第3条の15準用</p>	<p>適・否</p>	<p>居宅サービス計画の入手を確認。</p>
<p>10 居宅サービス計画等の変更の援助</p>	<p>□ 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。 ◎ サービスを追加する場合、当該サービスを法定代理受領として利用する場合には、支給限度額内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明を行い、その他必要な援助を行うこと。</p>	<p>適・否</p>	<p>事業所の都合で計画変更を迫っていないか。</p>
<p>11 サービスの提供の記録</p>	<p>□ サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、保険給付の額その他必要事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。 ◎ 利用者の居宅サービス計画又はサービス利用票等に記載すべき事項 ア サービスの提供日 イ 内容 ウ 保険給付の額 エ その他必要な事項</p> <p>□ サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。 ◎ 記録すべき事項 ア サービスの提供日 ※サービス開始及び終了時刻含む。 イ 内容 ウ 利用者の心身の状況 エ その他必要な事項 ◎ その他適切な方法とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法である。</p>	<p>適・否</p>	<p>個人記録確認 記録なければ提供なしとみなす。</p> <p><u>利用者ごとの実績提供時間がわかるよう、開始・終了時刻を記録上記載しているか。</u></p> <p>開示内容確認 希望によらず積極的に情報提供している場合はその提供方法</p>
<p>12 利用料等の受領</p> <p>1</p> <p>2</p> <p>3</p>	<p>□ 法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る居宅介護サービス費用基準額から当該事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。 ◆平18厚令34第24条第1項準用</p> <p>□ 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、サービスに係る居宅介護サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じていないか。 ◎ 一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならない。</p> <p>□ 上記の支払を受ける額のほか、利用者から受けることができる以下の費用の額以外の額の支払を受けていないか。 ア 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 イ 当該サービスに通常要する時間を超えるサービスであって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常のサービスに係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用 ウ 食事の提供に要する費用 エ おむつ代 オ ア～エに掲げるもののほか、通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者負担させることが適当と認められる費用 ◎ 保険給付となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の徴収は認められない。 ◆平18解釈通知第3の-4(12)②準用 ◎ オの費用の具体的な範囲については、別に通知された「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」に沿って適切に取り扱うこと。</p>	<p>適・否</p>	<p>領収証等で確認(1割、2割又は3割の額となっているか。) ※利用者負担額の徴収は必ず確認</p> <p>償還払の対象で10割徴収の例【有・無】</p> <p>その他利用料の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・

<p>4</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>7</p>	<p><input type="checkbox"/> 上記のウの費用については、「居住、滞在及び食事の提供に係る利用料等に関する指針」の定めるところによる。</p> <p><input type="checkbox"/> ア～オの費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。◆平18厚令34第24条第5項 ※ 当該同意については、利用者及び事業者双方の保護の立場から、当該サービス内容及び費用の額を明示した文書に、利用者の署名を受けることにより行うものとする。 この同意書による確認は、利用申込時の重要事項説明に際して包括的な同意を得ることで足りるが、以後当該同意書に記載されていない日常生活費等について別途受領する必要が生じたときはその都度、同意書により確認するものとする。 ※ 上記アからオに掲げる費用に係るサービス以外のもので、個人の希望を確認したうえで提供されるものについても、同様の取扱いが適当である。</p> <p><input type="checkbox"/> サービス提供に要した費用につき、その支払を受ける際、次の領収証を交付しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 領収証には、サービス提供について支払を受けた費用の額のうち、利用者負担額、食事の提供に要した費用の額及びその他の費用の額を区分して記載し、その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。◆施行規則第65条準用</p>		<p>同意が確認できる文書等確認</p> <p>口座引落や振込の場合、交付方法及び時期</p> <p>確定申告 (医療費控除) に利用できるものか。</p>
<p>13 保険給付の請求のための証明書の交付</p>	<p><input type="checkbox"/> 法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しているか。◆平18厚令34第3条の20準用</p>	<p>適・否</p>	<p>【有・無】</p> <p>事例あれば実物控え又は様式確認</p>
<p>14 基本取扱方針</p>	<p><input type="checkbox"/> 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われているか。◆平18厚令34第50条第1項</p> <p><input type="checkbox"/> 自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。◆平18厚令34第50条第2項</p>	<p>適・否</p>	<p>自主点検の【有・無】</p> <p>第三者評価受検【有・無】</p>
<p>15 具体的取扱方針</p>	<p><input type="checkbox"/> サービスの提供に当たっては、利用者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行っているか。</p> <p><input type="checkbox"/> サービスの提供に当たっては、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行っているか。◆平18厚令34第51条第2号</p> <p><input type="checkbox"/> サービスの提供に当たっては、認知症対応型通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っているか。◆平18厚令34第51条第3号</p> <p>◎ 個々の利用者に応じて作成されたサービス計画に基づいて行われるものであるが、グループごとにサービス提供が行われることを妨げるものではない。◆平18解釈通知第3の3(1)①</p> <p>◎ 事業所内でサービスを提供することが原則であるが、次に掲げる条件を満たす場合においては、事業所の屋外でサービスを提供することができる。◆平18解釈通知第3の3(1)②</p> <p>ア あらかじめ通所介護計画に位置付けられていること。</p> <p>イ 効果的な機能訓練等のサービスが提供できること。</p> <p><input type="checkbox"/> サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。◆平18厚令34第51条第4号</p> <p>◎ 通所介護計画の目標及び内容や利用日の行事及び日課等も含め説明すること。◆平18解釈通知第3の3(1)④</p> <p><input type="checkbox"/> サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供しているか。◆平18厚令34第51条第6号</p>	<p>適・否</p>	<p>職員が計画を認識・理解しているか。</p> <p>屋外サービスの内容 () 屋外サービスがあらかじめ通所介護計画に位置付けられているか。</p> <p>どのように説明の機会を確保しているか。</p>

<p>16 認知症対応型通所介護計画の作成</p>	<p><input type="checkbox"/> 管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載したサービス計画を作成しているか。</p> <p>◎ 介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にその取りまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画の取りまとめを行わせることが望ましい。◆平18解釈通知第3の三3(2)①</p> <p>◎ 認知症対応型通所介護計画をとりまとめる者は、認知症対応型共同生活介護の計画作成担当者が修了すべき研修(地域密着研修通知2の(1)の②「実践者研修」又は「基礎課程」)を修了していることが望ましい。◆平18解釈通知第3の三3(2)②</p> <p>◎ 認知症対応型通所介護計画は、サービス提供に関わる従業者が共同して個々の利用者ごとに作成すること。◆平18解釈通知第3の三3(2)③</p> <p><input type="checkbox"/> 認知症対応型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しているか。</p> <p>◎ 認知症対応型通所介護計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該通所介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更すること。</p> <p>◎ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して指定居宅サービス等の基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定していることを踏まえ、居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定認知症対応型通所介護事業所については、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から認知症対応型通所介護計画の提供の求めがあった際には、認知症対応型通所介護計画を提供することに協力するよう努めるものとする。</p> <p><input type="checkbox"/> 管理者は、認知症対応型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。◆平18厚令34第52条第3項</p> <p>◎ 実施状況や評価についても説明を行うこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 管理者は、認知症対応型通所介護計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付しているか。◆平18厚令34第52条第4項</p> <p><input type="checkbox"/> それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っているか。</p>	<p>適・否</p>	<p>計画の有無・内容確認 アセスメントの方法、 様式</p> <p>主な計画作成者 ()</p> <p>ケアプランの入手確認 サービス担当者会議 への出席状況及び会 議内容の記録、計画へ の反映確認</p> <p>居宅介護支援事業所 に対し、認知症対応型 通所介護計画を提供 しているか。</p> <p>機会の確保方法 説明の方法確認 同意は文書か。</p> <p>交付したことを確認 できる記録【有・無】 評価・実施状況の記録 【有・無】</p>
<p>17 利用者に関する市町村への通知</p>	<p><input type="checkbox"/> 利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。◆平18厚令34第3条の26準則</p> <p>① 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p>	<p>適・否</p>	<p>事例の【有・無】</p>
<p>18 緊急時等の対応</p>	<p><input type="checkbox"/> 現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>適・否</p>	<p>マニュアル【有・無】 従業者への周知方法</p>
<p>19 管理者の責務</p>	<p><input type="checkbox"/> 当該事業所の従業者の管理及びサービス利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 管理者は、当該事業所の従業者に、本主眼事項第4の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>適・否</p>	<p>管理者が掌握しているか。 本来業務が主か。</p>
<p>20 運営規程</p>	<p><input type="checkbox"/> 以下の重要事項を内容とする運営規程を定めているか。</p> <p>ア 事業の目的及び運営の方針</p> <p>イ 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>ウ 営業日及び営業時間</p> <p>※ 8時間以上9時間未満の通所介護の前後に連続して延長サービスを行う事業所にあつては、サービス提供時間とは別に当該延長サービスを行う時間を明記すること。◆平18解釈通知第3の三3(3)①</p> <p>エ サービスの利用定員</p> <p>※ 同時にサービスを受けることができる利用者の数の上限をいうものであること。◆平18解釈通知第3の三3(3)②</p>	<p>適・否</p>	<p>変更ある場合、変更届 が出されているか。 (人員のみなら4/1付)</p> <p>その他の費用は金額 明示か。(実費も可)</p> <p><input type="checkbox"/> 通常の事業実施地 域は実態に即してい るか。</p>

	<p>オ サービスの内容及び利用料その他の費用の額 ※ 「サービスの内容」については、入浴、食事の有無等のサービスの内容を指すものであること。◆平18解釈通知第3の三3(3)③</p> <p>カ 通常の事業の実施地域 ※ 客観的にその区域が特定されるものとする。◆平18解釈通知第3の三3(3)④</p> <p>キ サービス利用に当たっての留意事項 ※ 利用者がサービスの提供を受ける際に利用者側が留意すべき事項(機能訓練室を利用する際の注意事項等)を指すものであること。◆平18解釈通知第3の三3(3)⑤</p> <p>ク 緊急時等における対応方法</p> <p>ケ 非常災害対策 ※ 非常災害に関する具体的計画を指すものであること。</p> <p>コ 虐待の防止のための措置に関する事項 ※ 組織内の体制や、虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。★R6.3.31までは努力義務。</p> <p>サ その他運営に関する重要事項</p>		<p>また、客観的に区域が特定された記載か。</p> <p>★重要事項説明書と不整合がないか。 □職員の員数(「〇人以上」という記載も可) □営業日・営業時間 □通常の事業実施地域 □利用料・その他費用</p> <p>★コは、R6.3.31までは努力義務。</p>
<p>21 勤務体制の確保等</p>	<p>□ 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めているか。 ◎ 原則として月ごとの勤務表を作成し、サービス従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。◆平18解釈通知第3の二3(6)①準用</p> <p>□ 当該事業所の従業者によってサービスを提供しているか。 ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。◆平18厚令34第30条第2項準用</p> <p>◎ 調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めるものである。</p> <p>□ 従業者の資質向上のために、研修の機会を確保しているか。 その際、認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員等の資格を有する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。また、新卒採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した従業者(医療・福祉関係資格を有さない者に限る。)にチアする当該義務付けの適用については、採用後1年間の猶予期間を設けることとし、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることとする。</p> <p>□ 適切な認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>適・否</p>	<p>事業所で使用されている勤務表確認</p> <p>※管理者のタイムカード等出勤簿が作成されているか。</p> <p>委託あれば内容及び委託先</p> <p>内部研修実施状況確認 研修記録【有・無】 ★認知症に係る基礎的な研修については、R6.3.31までは努力義務(経過措置)</p> <p>ハラスメント対策の実施【有・無】 カスタマーハラスメント対策の実施【有・無】</p>
<p>22 業務継続計画の策定等</p>	<p>□ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。(経過措置あり)</p> <p>□ 認知症対応型通所介護事業者は、介護従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修・訓練を定期的実施しているか。</p> <p>□ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 ◎ 業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。(令和6年3月31日までの間は、努力義務)</p>	<p>適・否</p>	<p>R6.3.31までは努力義務(経過措置)</p> <p>業務継続計画【有・無】</p> <p>周知の方法</p> <p>見直しの頻度</p>

	<p>◎ 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。 記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照。</p> <p>イ 感染症に係る業務継続計画 a 平時からの備え (体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等) b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立 (保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)</p> <p>ロ 災害に係る業務継続計画 a 平常時の対応 (建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等) b 緊急時の対応 (業務継続計画発動基準、対応体制等) c 他施設及び地域との連携</p> <p>◎ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。 職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的 (年 1 回以上) な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。</p> <p>◎ 訓練 (シミュレーション) においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的 (年 1 回以上) に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。</p>		<p>左記の必要な項目が網羅されているか</p> <p>研修の開催 年 1 回以上必要 実施日 年 月 日</p> <p>新規採用時の研修 【有・無】</p> <p>訓練の実施 年 1 回以上必要 実施日 年 月</p>
<p>22 定員の遵守</p>	<p><input type="checkbox"/> 災害その他のやむを得ない事情がある場合を除いて、利用定員を超えてサービスの提供を行っていないか。</p>	<p>適・否</p>	
<p>23 非常災害対策</p>	<p><input type="checkbox"/> 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</p> <p>◎ 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めるものである。◆平18解釈通知第3の二の3(7)準用</p> <p>◎ 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画 (これに準ずる計画を含む。) 及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。</p> <p>◎ この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている事業所にあつてはその者に行わせること。 また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせること。</p> <p><input type="checkbox"/> 認知症対応型通所介護事業者は、上記訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p> <p>◎ 地域住民の代表者等により構成される運営推進会議を活用し、地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりが必要。また、要望関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとする。</p>	<p>適・否</p>	<p>計画【有・無】</p> <p>訓練実施記録の確認 (年2回以上実施か。) 【実施日】 年 月 日 年 月 日</p> <p>関係機関への通報・連絡体制の確認</p> <p>従業員への周知方法</p>

<p>24 衛生管理等</p>	<p>□ 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。 ◆平18厚令34第33条第1項詳細</p> <p>◎ 次の点に留意すること。</p> <p>イ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言・指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。</p> <p>ロ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき適切な措置を講じること。</p> <p>ハ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。</p> <p>□ 認知症対応型通所介護事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じているか。(★経過措置あり)</p> <p>一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>三 事業所において、介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</p> <p>◎ 感染症が発生し、又はまん延しないように講ずべき措置については、具体的には次のイからハまでの取扱いとすること。なお、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。</p> <p>イ 感染症の予防・まん延の防止のための対策を検討する委員会 当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に感染対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。 構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要。 感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、概ね6月に1回以上、定期的開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。 感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。</p> <p>ロ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。 平常時の対策としては、事業所内の衛生管理(環境の整備等)、ケアにかかる感染対策(手洗い、標準的な予防策)等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照。</p> <p>ハ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練 従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。 職員教育を組織的に浸透させていくためには、定期的な教育(年1回以上)を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。 なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、当該事業所の実態に応じ行うこと。</p>	<p>適・否</p> <p>食事提供有る場合調理施設の衛生管理方法</p> <p>従業者の健康診断</p> <p>職員がインフルエンザ等に罹患した時の対処方法</p> <p>浴槽の消毒状況 レジオネラ等浴槽水の検査状況</p> <p>★R6.3.31までは努力義務(経過措置)</p> <p>感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(おおむね6月に1回開催が必要) 開催日 年 月 日 年 月 日</p> <p>結果の周知方法</p> <p>感染対策担当者名 ()</p> <p>指針の有・無</p> <p>研修及び訓練の開催 (年1回以上必要) 開催日 年 月 日</p> <p>新規採用時の研修 【有・無】</p>
-----------------	---	---

	<p>また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練(シミュレーション)を定期的(年1回以上)に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。</p> <p>訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。◆平18職通第3の2の2の3(9)②</p>		
25 掲示	<p><input type="checkbox"/> 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 ◆平18厚令34第3条の32準用</p> <p><input type="checkbox"/> 認知症対応型通所介護事業者は、上記に規定する事項を記載した書面を当該事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。</p>	適・否	<p>掲示でない場合は代替方法確認 苦情対応方法も掲示されているか。(窓口として関係市町村・国保連の記載あるか。)</p>
26 秘密保持等	<p><input type="checkbox"/> 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p><input type="checkbox"/> 事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。◆平18厚令34第3条の33第2項準用</p> <p>◎ 従業者でなくなった後においても秘密を保持すべき旨を従業者の雇用契約時に取り決め、例えば違約金についての定めをしておくなどの措置を講ずべきこと。</p> <p>※ あらかじめ違約金の額を定めておくことは労働基準法第16条に抵触するため、違約金について定める場合には、現実生じた損害について賠償を請求する旨の定めとすること。</p> <p><input type="checkbox"/> サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。</p> <p>◎ この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りる。</p>	適・否	<p>従業者への周知方法 就業規則等確認</p> <p>事業所の措置内容</p> <p>同意文書確認</p>
27 広告	<p><input type="checkbox"/> 事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。 ◆平18厚令34第3条の34準用</p>	適・否	<p>広告内容確認</p>
28 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	<p><input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。◆平18厚令34第3条の35準用</p>	適・否	
29 苦情処理	<p><input type="checkbox"/> 提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じているか。</p> <p>◎ 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行っているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>◎ 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 提供したサービスに関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他物件の提出若しくは提示の求め又は木津川市の職員からの質問若しくは照会に応じているか。</p> <p>また、利用者からの苦情に関して木津川市が行う調査に協力するとともに、木津川市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 市町村からの求めがあった場合には、上記の改善の内容を市町村に報告しているか。◆平18厚令34第3条の36第4項準用</p>	適・否	<p>マニュアル【有・無】 一次窓口及び担当者名 ()</p> <p>事例確認 あれば処理結果確認</p> <p>事例の【有・無】 直近事例 (年 月)</p>

	<p><input type="checkbox"/> 提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第三号の調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 国民健康保険団体連合会から求めがあった場合には、上記の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。</p>		<p>事例の【有・無】 直近事例 (年 月)</p>
<p>30 地域との連携</p>	<p><input type="checkbox"/> 利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村の職員又は地域包括支援センター職員、有識者等により構成される運営推進会議（テレビ電話装置等の活用可。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、当該利用者等の同意を得なければならない。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。</p> <p>◎ 運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、次に掲げる条件を満たす場合においては、複数の事業所の運営推進会議を合同で開催して差し支えない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。 ・同一の日常生活圏内に所在する事業所であること。ただし、事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合わせて、市町村区域の単位等内に所在する事業所であっても差し支えないこと。◆平18解釈通知第3の2の3(9)①準用 <p>◎ 地域の住民の代表者とは、町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等が考えられる。◆平18解釈通知第3の2の3(9)①準用</p> <p><input type="checkbox"/> 運営推進会議における報告等の記録を作成し、公表しているか。</p> <p>◎ 地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。◆平18厚令34第34条第4項準用</p> <p>◎ 市町村が実施する事業には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれる。◆平18解釈通知第3の1の4(26)④準用</p> <p><input type="checkbox"/> 同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう努めなければならない。◆平18厚令34第34条第5項準用</p> <p>◎ 高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者のみを対象としたサービス提供とならないよう、地域の要介護者にもサービス提供を行わなければならない。この際、自立支援や重度化防止等につながるよう、サービスの質が担保されているかが重要。</p>	<p>適・否</p>	<p>過去1年間の運営推進会議開催回数 [] 回中 会議録 [] 回分有</p> <p>利用者等 [] 回出席 地域住民 [] 回出席 市職員又は地域包括支援センター職員 [] 回出席</p> <p>会議録の公表方法 : _____</p> <p>合同開催の回数 _____ 回</p>
<p>31 事故発生時の対応</p>	<p><input type="checkbox"/> 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>◎ 事故が発生した場合の対応方法をあらかじめ定めておくことが望ましい。</p> <p><input type="checkbox"/> 事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しているか。◆平18厚令34第35条第2項</p> <p>◎ 事故が生じた際には原因を解明し、再発防止対策を講じること。</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p> <p>◎ 損害賠償保険に加入又は賠償資力を有することが望ましい。</p> <p><input type="checkbox"/> 主眼事項第3の2の認知症対応型通所介護以外のサービス提供（宿泊サービス）の提供により事故が発生した場合は、上記に準じた必要な措置を講じなければならない。</p> <p>◎ 宿泊サービスの提供により事故が発生した場合も同様の対応を行うこと。</p>	<p>適・否</p>	

<p>32 虐待の防止</p>	<p>□ 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。(★経過措置あり)</p> <p>一 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について介護従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</p> <p>三 事業所において、介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>四 前三号の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p> <p>◎ 虐待は、高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、認知症対応型通所介護事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。)に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待防止に関する措置を講じるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待の未然防止 高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、本主眼事項第1の1の一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。 ・虐待等の早期発見 認知症対応型通所介護事業所の従業者は、虐待等を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう必要な措置がとられていることが望ましい。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。 ・虐待等への迅速かつ適切な対応 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、認知症対応型通所介護事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。 <p>以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。(R6.3.31までは努力義務)</p> <p>① 虐待の防止のための対策を検討する委員会(第1号) 「虐待の防止のための対策を検討する委員会」(以下「虐待防止検討委員会」という。)は、虐待等の発生防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。</p> <p>構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要である。また、事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。</p> <p>一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。</p> <p>なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、こと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えない。</p> <p>また、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果(事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等)は、従業者に周知徹底を図る必要がある。</p> <p>イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること</p> <p>ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること</p>	<p>適・否</p>	<p>R6.3.31までは努力義務(★経過措置)</p> <p>必要な措置： 虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等</p> <p>虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催の有無 【有・無】</p>
-----------------	---	------------	--

	<p>ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関する こと ホ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ 適切に行われるための方法に関すること ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再 発の確実な防止策に関すること ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に 関すること</p> <p>② 虐待の防止のための指針(第2号) 認知症対応型通所介護事業者が整備する「虐待の防止のための指 針」には、次のような項目を盛り込むこととする。 イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項 ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項</p> <p>③ 虐待の防止のための従業者に対する研修 (第3号) 研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切 な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該認知症対応型通 所介護事業所における指針に基づき、虐待防止の徹底を行うものと する。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該認知症対応型 通所介護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的 な研修 (年1回以上) を実施するとともに、新規採用時には必ず虐 待の防止のための研修を実施することが重要である。また、研修の 実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、事 業所内での研修で差し支えない。</p> <p>④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者 (第4号) 認知症対応型通所介護事業所における虐待を防止するための体 制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任 の担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止 検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。</p>		<p>虐待の防止のための 指針の有無 【有・無】</p> <p>虐待の防止のための 研修 (年1回以上必要) 年 月 日</p> <p>担当者名 ()</p>
<p>33 会計の区分</p>	<p><input type="checkbox"/> 事業所ごとに経理を区分するとともに、認知症対応型通所介護事 業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険 の給付対象事業における会計の区分について」(平13老振令第18)に沿って 適切に行われているか。◆平18解釈通知第3の-の4(28)準用 ◆平13老振18</p>	<p>適・否</p>	
<p>34 記録の整備</p>	<p><input type="checkbox"/> 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する記 録(※)を整備し、その完結の日から5年間保存しているか。</p> <p>※提供に関する記録 ◆平18厚令34第107条第2項 ① 認知症対応型共同生活介護計画 ② 提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況 並びに緊急やむを得ない理由の記録 ④ 市町村への通知に係る記録 ⑤ 苦情の内容等の記録 ⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑦ 運営推進会議における報告等の記録</p>	<p>適・否</p>	<p>①から⑦の記録 【有・無】</p>